

申請に対する処分及び不利益処分一覧表

整理番号	部	課	係	処分区分 (申請/不利益)	処分の概要	根拠区分 (法令/例規)	法令/例規名称	根拠条項	備考
1	市民生活部	市民課	市民係	申請	埋葬、火葬及び改葬の許可	法令	墓地、埋葬等に関する法律	第5条第1項	
2	市民生活部	市民課	教良木出張所	申請	教良木河内交流センターの使用の許可	例規	上天草市教良木河内交流センター条例	第3条	
3	市民生活部	市民課	教良木出張所	申請	教良木河内交流センターの使用料の減免	例規	上天草市教良木河内交流センター条例	第7条	
4	市民生活部	市民課	教良木出張所	不利益	教良木河内交流センターの使用料の徴収	例規	上天草市教良木河内交流センター条例	第6条	
5	市民生活部	市民課	教良木出張所	不利益	教良木河内交流センターの使用許可の取消し等	例規	上天草市教良木河内交流センター条例	第11条	
6	市民生活部	市民課	教良木出張所	不利益	教良木河内交流センターの使用料の徴収を逃れた者に対する過料	例規	上天草市教良木河内交流センター条例	第16条	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:市民生活部市民課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	埋葬、火葬及び改葬の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	墓地、埋葬等に関する法律第5条
基準規定	墓地、埋葬等に関する法律第5条
審査基準	<p>第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月23日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:市民生活部市民課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	教良木河内交流センターの使用の許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市教良木河内交流センター条例第3条
基準規定	上天草市教良木河内交流センター条例第4条
審査基準	<p>(使用の制限)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 社会の秩序を乱し、又は公益、風俗等を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 建設又は備品を汚損し、若しくは破壊するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 使用の目的が、直接的な物品販売をを目的としている場合。ただし、市の主催、共済、後援等の事業に起因する場合で、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。</p> <p>(5) その他市長が管理上支障があるとみとめるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月23日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:市民生活部市民課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	教良木河内交流センターの使用料の減免
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市教良木河内交流センター条例第7条
基準規定	上天草市教良木河内交流センター条例第7条
審査基準	<p>(使用料の減免) 第7条 公益上その他の理由により、市長が相当と認めるときは、前条の使用料を減免することができる。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:市民生活部市民課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	教良木河内交流センターの使用料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市教良木河内交流センター条例第6条
基準規定	上天草市教良木河内交流センター条例第6条
処分基準	<p>(使用料)</p> <p>第6条 市長が交流センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)から、その使用方法の区分に従い別表に定める額を使用料として徴収する。</p> <p>2 使用料は、使用を許可する際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項)
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:市民生活部市民課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	教良木河内交流センターの使用許可の取消し等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市教良木河内交流センター条例第11条
基準規定	上天草市教良木河内交流センター条例第11条
処分基準	<p>(使用の取消等)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取消し、または使用の停止を命じ、若しくは条件を変更することができる。</p> <p>(1)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2)法令に違反する行為を行ったとき。</p> <p>(3)第4条に定める理由が発生したとき。</p> <p>(4)緊急やむを得ない事由により市がこれを使用するとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月23日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:市民生活部市民課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	教良木河内交流センターの使用料の徴収を逃れた者に対する過料
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市教良木河内交流センター条例第16条
基準規定	上天草市教良木河内交流センター条例第16条
処分基準	<p>(過料)</p> <p>第16条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者には、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月23日